

様式

委員会規則第4条第1項に基づく届出書

平成28年9月23日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	<input type="radio"/> 知事 <input checked="" type="radio"/> 市区町村長等
2. 都道府県名	東京都
3. 市区町村名	墨田区
4. 届出番号	5
5. 独自利用事務の事例番号	94-3
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	http://www.city.sumida.lg.jp/kurashi/mynumber/index.html

執行機関名 墨田区長

介護サービス等の給付に関する事務(介護用品支給に関する事務、日常生活用具の給付に関する事務、住宅改造等費用助成に関する事務、移動支援に関する事務等(介護保険法に基づく市町村特別給付及び地域支援事業を含む。))

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1) 法定事務	(2) 独自利用事務
①事務の名称	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	墨田区高齢者軽度生活援助サービス事業実施要綱(平成12年3月31日11墨厚高高第849号)による生活援助員の派遣に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	68	
③番号法別表第2の項	94	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		墨田区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例別表第一 第16の項 墨田区高齢者軽度生活援助サービス事業実施要綱(平成12年3月31日11墨厚高高第849号)による生活援助員の派遣に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第一条	墨田区高齢者軽度生活援助サービス事業実施要綱(平成12年3月31日11墨厚高高第849号)第一条
⑥事務の趣旨又は目的	第一条 この法律は加齢に伴って生ずる心身の変化に起因する疾病等により要介護状態となり、入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練並びに看護及び療養上の管理その他の医療を要する者について、これらの者が尊厳を保持し、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な保険医療サービス及び福祉サービスに係る給付を行うため、国民の共同連帯の理念に基づき介護保険制度を設けその行う保険給付に関して必要事項を定め、もって国民の保険医療の向上及び福祉の増進を図ることを目的とする。	第一条 この要綱は、介護保険法で要介護者と認定される者で、その区分支給限度額を超えてなお生活援助が必要な高齢者等に対して、生活援助員を派遣することにより、その者が地域の中で安心して生活を営むことができるよう支援することを目的とする。
⑦独自利用事務の関連規範		墨田区高齢者軽度生活援助サービス事業実施要綱(平成12年3月31日11墨厚高高第849号)